

# 「寶田裁判を支援する会」

ニュース NO.13 2021.12.25

事務局：〒760-0073

香川県高松市栗林町 2-14-39

昭和ビル3階（香川県医労連内）

☎ 087-862-6657

FAX 087-862-6699

## 不当判決!

休業補償の不支給決定の取消しを求めて控訴して来たかかってきた寶田都子さんの裁判は、一二月八日、高松高裁で判決の言い渡しがありました。判決は、「勤務による心理的負荷が発症の原因とは認められない」とした一審・高松地裁判決を支持する「控訴棄却」。

寶田さんが証拠として提出した勤務時間が書かれた自宅カレンダーについて、「直ちに当時書かれたものだと認めることはできない」とするもの。また、元同僚看護師の「院長からのパワハラを受けていた」などの生々しい証言も退けられる結果となりました。

当日、多くの支援者が傍聴に駆けつけました。が、(コロナ禍で傍聴制限により)法廷に入れなかった支援者は報告集会の会場で待機。

判決後、丸亀町レッツで開かれた報告集会には、会場満席の四九名が参加しました。集会では、弁護団から「我々が主張してきた自宅カレンダーは決定的な証拠だが信用されず、中身はかなり冷たい判決だ」など判決の解説・報告がありました。

### 寶田裁判 報告集会



### 寶田裁判の判決を聞いて

判決はあつけないものであった。「控訴棄却」「裁判費用は控訴人が払うこと」が裁判官の発した言葉だ。

声の出ない静けさ。労災認定を勝ち取ることの難しさと今の制度の限界をも感じた。当事者が、長時間労働やパワハラ等であつ病を発症したというなら、真摯にそれに向き合うことが最も重要ではないのか。しかも、裁判をしなければそんなことが明らかにならない。

寶田裁判は、すべての労働者の叫びでもある。労働者が団結して、労災認定がスムーズに受けられる社会への転換をめざしたい。(自治労連・藤井 康子)

### 心から怒りを覚える

今日の判決には心から怒りが湧いてきました。国家権力の本質を見た気にもなりました。

国家権力は、支配のための道具であるということにまざまざと見せつけられました。

寶田さんの命を賭けての許せない思いをことごとく踏みにじつたのです。

労働者階級のたたかいが、あまりにも不十分な結果とも言えます。労働者であることに誇りを持って、これからもたたかいつづけていきましょう。

必ず労働者階級が勝利する時がきます。(須藤 行彦)

## 寶田さん上告を決意

上告期限が迫る下、一七日 寶田さんと弁護団が協議し、上告することを決めました。報告によると、二二日に高松高裁に対して「上告兼上告受理申立書」を提出。「支援する会」は、今後の対応について早急に協議することとします。





パワハラは見過ごせない

初めて裁判を傍聴しました。

人の人生を左右する重大な判決なのにも関わらず、あまりにもあつけない文言で驚きました。

この事案は以前から関心がありました。しかし、同じ労働者として使い潰されるような環境、何より経営側のパワハラは見過ごすわけにはいかないかなと思います。

介護の現場は本当に心身共に重労働です。でもなくてはならない場所。少しでも改善することを願い、今後も見守りたいと思います。

(鈴木 美香)



長いたたかいだった

勝敗は大切ではあるが、勝っても負けてもたたかいを続けたことは意義がある。

寶田さんお疲れ様でした。よくぞ頑張つて今日まで来られました。相手に不足なし！

たたかい方にはもつと精通することが必要だったかも知れないけど途中で投げ出さなかったのは立派だよ。

(森下加代子)

## 今までの裁判闘争の経緯(控訴審)

### <2020・6・16 高松地裁 不当判決>

- ★ 2020・6・26 高松高裁に提訴 (寶田さん控訴を決意)
- ★ 2020・11・4 控訴審第1回期日(控訴審開始)
  - ※ 救援新聞“たたかい人”に掲載され、全国から励ましの声が寄せられる
- ★ 2021・1・14 控訴審第2回期日
  - ※ 裁判所、証人採用を決定
- ★ 2021・3・15 控訴審第3回期日(証人尋問)
  - ※ 生々しいパワハラの実態等が証言される
- ★ 2021・4・26 進行協議(1回目)
- ★ 2021・6・25 進行協議(2回目)
- ★ 2021・9・25 控訴審第4回期日(結審)